

相模原市 人権施策 推進指針

概要版

一人ひとりが、
かけがえのない
個人として尊重され、
お互いの人権を認め合う
共生社会の実現を目指して

相模原市

平成31年1月改定



第1章

人権施策推進指針改定に当たって

指針改定の趣旨

本市は、平成22年（2010年）4月に政令指定都市へ移行し、多くの権限が移譲され、市民に最も身近な基礎自治体として果たす責任と役割が大きくなりました。

こうした中、「新・相模原市総合計画」では、「人権と世界平和を尊重し、ともに生きる社会」を政策の基本方向の一つとして掲げ、人権尊重のまちづくりを推進してきました。

この間、「障害者差別解消法」など、人権に関連する法令の整備が進み、人権に関する施策の充実や、人権に対する市民意識の高まりも見られてきました。

しかしながら、社会では、いじめや虐待、家庭内における暴力など、人権を脅かす事案が繰り返し発生しているほか、外国人や障害のある人に対する差別的な言動、インターネット等を利用した人権侵害や、貧困に起因した人権課題、さらには、性自認及び性的指向に関する偏見など、新たな人権課題も生じています。

このような状況を踏まえ、人権に関する施策を総合的に推進し、「人権尊重のまちづくり」をより一層進めるため、平成14年（2002年）3月に策定した「相模原市人権施策推進指針」の改定を行うものです。

改定の基本的視点

本指針の改定に当たっては、これまでの国内外での状況や国際的な人権基準の動向などを踏まえ、次の視点により改定を行いました。

1 新たな人権課題等への対応

これまでの人権施策分野を見直し、新たな人権課題や市民の関心の高い人権課題、理解の進んでいない分野に対応した指針とします。

2 市民意識の反映

平成28年（2016年）に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」や法務省の「外国人住民意識調査」、また、関係団体等へのヒアリング結果をもとに、人権課題に対する現状を捉え、分野別施策の方向性に反映させた指針とします。

3 関係法令との整合

人権に関する様々な法整備が進んでいる状況を踏まえ、新たに整備された法令等との整合を図った指針とします。

4 国際的な人権基準に対する視点の導入

国内の状況だけではなく、国際的な人権基準や動向を踏まえた指針とします。

第2章 基本的な考え方

基本理念

一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、 お互いの人権を認め合う共生社会の実現

すべての人の人権が保障され、誰もが暮らしやすい共生社会を実現するためには、一人ひとりの個人をかけがえのない存在として尊重することが前提となります。

個人の人権が尊重され、性別、年齢、国籍や民族、疾病や障害の有無、文化、生活習慣の違い等を理解し、お互いの人権を尊重し合うことにより共生社会が実現します。

そして、共生社会の実現は、社会経済情勢等の変化に対応することができる豊かで活力のある地域社会の実現につながるものです。

指針の位置付け

本指針は、「人権尊重のまちづくり」を実現することを目的に、本市が今後実施すべき人権施策の基本姿勢を示し、人権施策の全体像を明らかにするとともに、主要な人権分野における具体的施策の方向性を示すものです。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定される地方公共団体の責務として、本市が人権教育及び人権啓発を実施するに当たっての基本的な考え方を示すものです。

相模原市総合計画との関係では、人権分野において、相模原市総合計画を補完する役割を果たし、分野別の関連計画とは人権に対する施策の基本的方向性を共有しながら取組を進めることとします。

なお、指針は、社会情勢の変化に対応した人権施策を展開するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

第3章

人権施策の基本姿勢

あらゆる施策へ人権尊重の理念を反映

本市では、当事者の視点に立ち、あらゆる施策に人権尊重の理念を反映させ、人権尊重を基調とする市政を推進します。

人権教育・人権啓発の推進

本市では、人権を尊重する理念の礎となる正しい認識や理解を深めるため、学校や家庭、地域、職場などあらゆる場を通じ、人権教育及び人権啓発を推進します。

1 人権教育

■ 学校や家庭などにおける取組

幼少期から子どもの成長・発達段階に十分配慮しつつ、学校や家庭などが連携し、知識や理解に留まることなく子どもたちが自ら考え、行動に結び付くよう、生涯にわたる人権教育の実践に取り組みます。

■ 地域における取組

豊かな人権感覚や思いやりの心を育む活動が自主的に行われるよう、地域における学習機会の充実に取り組みます。

2 人権啓発

市民一人ひとりが人権に関する基本的な知識を深め、また、様々な人権問題を正しく理解し、人権を尊重することの大切さを認識するため、国や関係機関、民間団体等と連携し、対象者や課題に応じた幅広い啓発活動の推進に取り組みます。

人権擁護に向けた相談・支援体制の充実

人権を侵害されている人の相談を受けとめ、寄り添いながら支援し、相談機関や関係機関の相互の連携により、解決や救済につなげるための相談・支援体制の充実に取り組みます。

多様な主体と連携した取組の推進

1 国、県及び関係機関等との連携

人権啓発や相談、支援を効果的に実施するため、国、県及び関係機関等とのネットワークを強化し、相互に連携・協力した取組を進めます。

2 市民参加の促進

市民の主体的な活動に対する支援や啓発機会の提供、人権課題を正しく理解するための情報の提供など、人権尊重のまちづくりに向けた市民の参加を促進します。

3 事業者の協力・支援

事業者に対し、人権尊重の取組について協力を求めるとともに、確かな人権感覚や人権意識を育むための取組を支援します。

第4章 分野別施策の基本的方向

1 子どもの人権尊重と権利を保障する取組の推進

家庭、学校、地域、行政等が連携し、虐待やいじめの根絶に向け、教育や意識啓発などに取り組みます。また、子どもの権利侵害に対する相談や救済などの支援に取り組むとともに、経済的困難を抱える子どもや家庭への支援に取り組みます。

■教育・啓発の推進

- ・子どもの権利を大切にす教育の推進
- ・虐待やいじめの根絶に向け、自己の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育の推進 など

■相談・支援の充実

- ・子どもの権利侵害に対する相談や救済などの支援
- ・いじめ等の悩みや課題を持つ児童・生徒やその保護者が、学校や地域で気軽に相談できる支援体制の充実
- ・経済的困難を抱える家庭への支援の推進 など

2 男女共同参画社会の実現と女性に関する人権施策の推進

すべての人が性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力が十分に発揮される社会に向け、男女平等意識を育む教育や意識啓発に取り組みます。また、配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護のための相談・支援に取り組みます。

■教育・啓発の推進

- ・社会的・文化的に形成された性差（ジェンダー）による役割分担意識によって生じる差別の解消に向けた教育・啓発の推進
- ・教育・学習の場における男女平等教育の充実 など

■相談・支援の充実

- ・女性相談を充実させるとともに、対応する職員のスキルアップ
- ・DV被害者に対する相談、一時保護と自立支援の充実
- ・男性に対する相談や支援体制の充実

■政策・方針決定過程への女性の参画の推進

- ・市や事業所、地域、団体等における政策・方針決定過程への女性の参画の推進

■職業生活における女性の活躍推進

- ・雇用における男女平等な機会と待遇の確保、能力発揮促進のための支援 など

3 障害のある人の人権尊重と「共にささえあい 生きる社会」の実現

障害のある人への理解促進や権利擁護の推進、社会参加できる環境づくりを進め、お互いの人格と個性を尊重し合い、「共にささえあい 生きる社会」を実現します。

■教育・啓発の推進

- ・障害のある人に対する誤解や偏見に基づく差別を無くし、理解を促進するための啓発の推進
- ・相手の立場になって共感することのできるような人権及び福祉に関する取組の推進 など

■相談・支援の充実

- ・障害の特性、種別や程度に応じた相談体制の充実、サービスの提供
- ・障害のある人への虐待の防止及び早期発見と適切な対応の推進 など

■障害のある人の社会参加に向けた取組の推進

- ・ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化の推進
- ・就労を支援するための取組の充実
- ・インクルーシブ教育の推進に向けた取組の充実

4 高齢者の人権尊重と社会参加に向けた取組の推進

高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援が包括的かつ継続的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組む中で、高齢者の人権を尊重し、権利を擁護するとともに、生きがいづくりや自己実現に向けた社会参加の推進に取り組みます。

■教育・啓発の推進

- ・高齢者が尊厳をもって生活を送ることができるよう、高齢者の虐待防止に関する普及啓発の推進
- ・成年後見制度についての理解の促進 など

■相談・支援の充実

- ・高齢者虐待等の防止及び早期発見と適切な対応の推進
- ・認知症の人とその家族に対する身近な地域での相談・支援の推進 など

■高齢者の社会参加に向けた取組の推進

- ・介護予防・日常生活支援総合事業等の一層の充実を図るとともに、ボランティアや地域活動などを通じて、高齢者の社会参加や生きがいづくりの促進 など

5 同和問題（部落差別）の解決に向けた取組の推進

同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識を深め、差別意識を解消するための教育や啓発、関係団体等と連携した相談・支援に取り組みます。

■教育・啓発の推進

- ・同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識を深めるための教育や啓発の推進
- ・えせ同和行為の排除に向けた啓発の取組

■相談・支援の充実

- ・国や関係団体と連携した相談体制の充実
- ・同和問題（部落差別）の解消を図るため、関係団体や関係機関との連携

■個人情報の保護

- ・戸籍情報が身元調査等に不正利用されないよう個人情報の保護

6 外国人市民の人権尊重と多文化共生社会の実現

外国につながる子どもたちの教育支援や多文化共生についての啓発に取り組みます。また、多言語での情報提供や相談・支援の充実、市民相互の交流とまちづくりへの参画を促進するなど、外国人市民にも暮らしやすい多文化共生の地域づくりに取り組みます。

■教育・啓発の推進

- ・学校教育等での多文化共生についての理解を深める施策の推進
- ・外国につながる子どもたちの教育支援活動や居場所づくりの促進 など

■相談・支援の充実

- ・多言語での情報提供や相談体制の充実、外国人市民が市役所や医療機関を訪問する際のボランティア通訳の派遣等、外国人市民も暮らしやすい環境づくりの推進

■市民相互の交流と多文化理解の推進

- ・地域における外国人市民との交流機会の創出による地域活動への参画促進
- ・外国人市民の市政やまちづくり活動への参加の促進

7 疾病等に対する理解促進と相談・支援体制の充実

感染症や難病、精神疾患、依存症等に対する正しい知識の普及を図り、偏見や差別の解消に取り組みます。また、誰もが安心して医療を受けることができるよう、患者の人権に配慮した相談・支援の充実に取り組みます。

■教育・啓発の推進

- ・感染症や難病、精神疾患、依存症等に対する偏見や差別意識の解消に向けての教育・啓発の推進
- ・学校教育においては、HIV等の感染症やメンタルヘルスに関する正しい知識の普及の推進

■相談・支援の充実

- ・感染症患者や難病患者のプライバシーに配慮した相談体制の充実
- ・感染症患者や難病患者及びその家族に対し、治療・療養上の不安の解消を図るとともに、必要な情報の提供による患者の生活支援 など

8 性自認や性的指向等に関する理解や支援に向けた取組の推進

多様な性のあり方を理解し、個性を尊重する教育や啓発に取り組みます。また、性的少数者の人たちが自分らしく生活できるよう、生きづらさを解消するための相談・支援に取り組みます。

■教育・啓発の推進

- ・性自認や性的指向について、正しい認識が深まるよう啓発の推進
- ・性に関する理解を深め、多様な価値観を認める教育の推進

■相談・支援の充実

- ・性自認や性的指向に関する相談窓口の情報提供の充実
- ・性的少数者の人たちの相談を受け止めた適切な支援
- ・支援団体や当事者団体等と連携した相談・支援の取組の推進

9 労働者の人権尊重に向けた取組の推進

労働者の人権を尊重し、適性や能力に基づく雇用機会の均等化やハラスメントのない安心して働ける労働環境づくりを促進します。

■教育・啓発の推進

- ・事業所内でのハラスメント研修等の支援による働きやすい職場環境の促進
- ・市や事業所等におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた啓発の推進 など

■相談・支援の充実

- ・国や関係機関と連携し、労働者の立場からの支援を推進
- ・障害のある人、女性、若者、外国人など、それぞれに応じた就労支援の推進

10 災害に起因する人権問題に対する取組の推進

地域における防災訓練等を通じ、教育・啓発に取り組みます。また、高齢者や障害のある人、外国人など、災害時に援護を要する人の人権に配慮した支援体制や、避難所の生活環境の充実に取り組みます。復興段階においても、すべての人の人権が適切に守られるよう、人権に配慮した取組を進めます。

■教育・啓発の推進

- ・地域における防災訓練や避難所運営訓練等の実施の促進

■相談・支援の充実

- ・高齢者や障害のある人、外国人など、災害時に援護を要する人に対する関係団体やボランティアとの連携による相談・支援
- ・多様な媒体や手段を通じた災害時における情報提供 など

11 貧困や生活困窮に関する取組の推進

貧困による格差の解消に向け、地域社会との連携のもと、生活に困窮している人を社会全体で支える取組を進めます。

■教育・啓発の推進

- ・貧困問題について関心を高め、支援の輪が広がるよう社会意識の醸成に向けた取組
- ・生活保護制度等への理解を深める情報発信

■相談・支援の充実

- ・地域、関係団体等との連携による生活困窮者の相談・支援の充実
- ・生活保護制度利用者や生活困窮者の尊厳や自己決定権を尊重した支援の充実 など

12 自殺や自死遺族に対する理解や支援に向けた取組の推進

自殺や自死遺族に対する理解を深めるとともに、自死遺族等に寄り添った支援に取り組みます。

■教育・啓発の推進

- ・自殺に関する市民一人ひとりの気づきと見守りを促進するための取組
- ・自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組

■相談・支援の充実

- ・ストレスへの適切な対処、心の健康の保持・増進等のための相談体制の整備・充実
- ・自死遺族等関係者に対する支援

13 インターネットの普及に伴う人権課題に対する取組の推進

差別を助長したり人権を侵害したりするような情報を発信しないよう、市民一人ひとりがモラルを守りインターネットを正しく利用するための教育や啓発に取り組みます。

■教育・啓発の推進

- ・インターネットの適切な利用や情報モラルに関する教育や啓発の推進
- ・インターネットを使ったいじめや個人情報の流出などのトラブルを未然に防ぐ取組の推進

■相談・支援の充実

- ・法務局等の相談窓口の周知及び関係団体等の連携による相談・支援

14 様々な人権課題に対する取組の推進

本市では、様々な人権課題に対し、それぞれの状況に応じ、国や県、民間団体、ボランティア等と連携して、教育や啓発、相談・支援、その他必要な施策に取り組みます。

- (1)犯罪被害者等 (2)刑を終えて出所した人 (3)ホームレス (4)拉致問題
(5)先住民族 (6)人身取引(トラフィッキング) (7)その他の人権課題

第5章 施策の推進に当たって

施策の点検・確認

「相模原市人権施策審議会」に継続的に意見を求めています。

庁内の推進体制

1 庁内推進組織

市が実施する人権施策の連絡調整及び人権施策の充実に向けた検討等を行うため、全庁的な組織として設置する「相模原市人権施策推進会議」において、総合的な人権施策の推進に取り組みます。

2 人権研修の推進

すべての職員が人権尊重の理念に基づき日常の職務を行うよう、それぞれの職務や業務内容に応じた研修を効果的に推進します。

市民等との連携・協働

施策の推進に当たっては、行政機関だけではなく、それぞれの役割や自主性を踏まえつつ、市民や民間団体、事業者など、多様な主体と連携・協働した取組を進めます。

人権行政の推進に向けて

人権を取り巻く国内外の状況は年々変化しており、社会情勢の変化や市民の価値観の多様化などにより、今後も新たな人権課題が発生することが考えられます。

また、深刻な人権課題に対しては、人権教育や人権啓発、相談機能の強化に加え、差別や人権侵害が起らないような具体的な取組が求められています。

さらに、多様化、複合化した課題に適切に対応するためには、関係行政機関が相互に連携を図ることはもとより、民間の支援団体等とも連携を密にし、プライバシーに配慮しつつ、適切に対応することが必要です。

本市では、これらのことを踏まえ、人権行政の推進に向け、様々な課題に的確に対応し、人権施策の充実に向けた取組を進めます。

相模原市人権施策推進指針（平成31年1月改定）
— 概要版 —

平成31年3月発行

発行 相模原市

編集 相模原市 市民局 人権・男女共同参画課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042-769-8205（直通）

FAX 042-753-9413



潤水都市 さがみはら